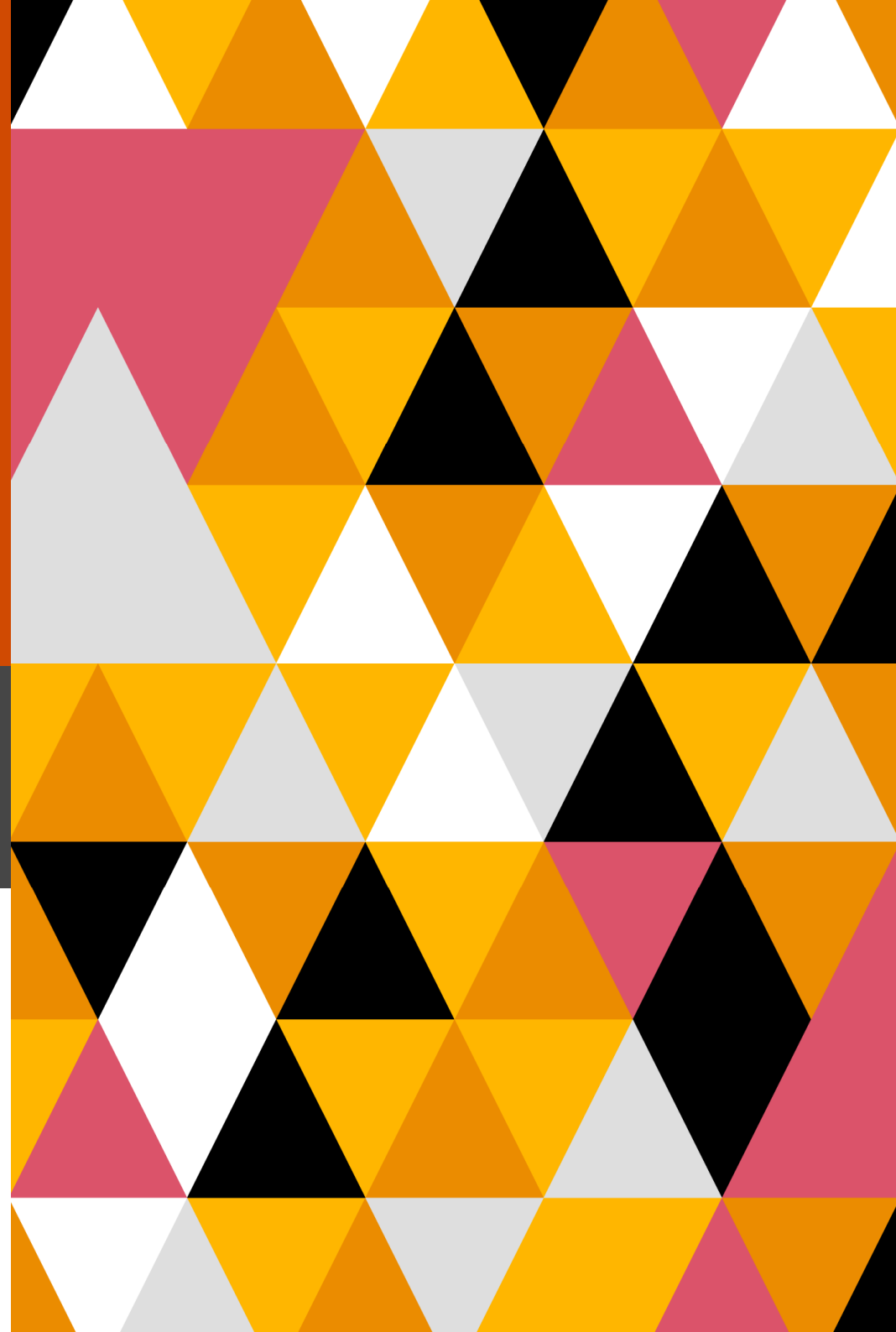


令和6年度障害福祉サービス 等報酬改定と地域移行に 係る研修会

福島県知的障害者福祉協会

令和6年4月17日(水) 13:30~90分
東海林 崇



自己紹介

東海林 崇 (とうかいりん たかし)

Director

【経歴概略】

- 2004年地銀系シンクタンク入社。経営コンサルティング部に所属し、主に社会福祉法人や医療法人などを含む中小企業を中心とした組織・人材マネジメントを実施、2016年より同部グループ長、2017年よりPwCコンサルティング合同会社に勤務。
- PwCでは主に厚生労働省、内閣府、内閣官房、経済産業省における福祉・社会保障分野の案件に従事
- 100社を超える中小企業の労務問題への対応や経営理念に沿った組織・人材マネジメント改革支援に携わる。関係機関との連携を図りながら、労働争議への対応なども実施。中小企業における労務・人事に関するバックグラウンドを持ち、中小企業における組織・人材マネジメントシステム改革に関する幅広い経験を有する。労務・人事に関する中小企業向けセミナーなどについても多数有する。
- 医療・介護分野における中小企業や医療法人、社会福祉法人等の開設支援、経営支援なども実施。医療・福祉に関する厚生労働省や地方公共団体、業界団体等からの受託研究にも携わる。また、最近では障害者雇用促進法改正による法定雇用率の上昇に伴い、経営者の視点に立った中小企業における障害者雇用対策に関する研究活動を行っている。
- 社会福祉士。公益社団法人神奈川県社会福祉士会 監事、医療法人 評議員などの社会活動にも従事

本日のアジェンダ

1. 第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画

2. 報酬改定の概要

3. 地域生活支援拠点等

4. 地域移行、地域との連携

5. 意思決定支援、虐待防止

6. まとめ

1

第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画

報酬改定の背景として、基本指針や福祉計画の概要について触れたいと思います。特に、地域移行について大きく取り上げていますのでその点について解説します

(参考)
厚生労働省資料
福島県資料

基本指針の概要(ポイントのみ掲載)

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- 障害者総合支援法改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化を踏まえた見直し

⑦障害者等に対する虐待の防止

- 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- 精神障害者に対する虐待防止に係る記載の新設

⑨障害者福祉サービスの質の確保

- 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

①— 1 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

(単位：人)

項目	2年度 実績	3年度 実績	4年度 実績	第6期 目標値	第7期 目標値	第7期 目標値(率)
地域生活への移行者数	6	24	7	120	60	3.0 %以上
福祉施設入所者数	1,995	1,981	1,957	1,975	1,877	4.0 %以上

* 地域生活への移行者数の第7期目標値は、令和6～8年度の累計値とする。

- 国の指針では、「R4年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活に移行」「R4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減」するとしている。

【現状と課題】

- 障害者入所施設の入所者の高齢化や重度化を踏まえた対応
- 在宅サービス、居住の場、働く場、活動する場を各地域で確保する必要あり
- 社会資源の都市部への集中
- 家族や地域住民の理解促進
- 相談支援体制の充実。そのためには、協議会による地域診断、評価、社会資源の有効活用、ネットワーク化が重要
- 圏域を超えた支援体制の在り方も重要
- 入所施設は、最重度の障がい者、重複障がい者、強度行動障がいを伴う重度知的障がい者、医療的ケアの必要な障がい者等、利用ニーズにこたえていく必要あり。

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

【目標達成、課題解決のための方策】

- 県の地域生活移行促進コーディネーターの活用
- NPO法人等多様な事業者の参入を促進
- グループホーム以外で、地域で生活するための住まいの確保（公営住宅の利活用、福島県居住支援協議会と連携して民間賃貸住宅への入居の円滑化）
- 普及啓発
- 地域生活移行した障がい者への相談支援体制整備
- 一層の小規模化等を進めるための支援に努める、高齢化、重度化に対応した専門的なケアを行うための支援の充実
- 地域との交流の支援
- 避難している障がい者への相談支援体制の整備、地域資源の開発促進

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

①ー2 地域生活支援拠点の充実

地域生活支援拠点	第7期目標値
地域生活支援拠点設置市町村数・箇所数	59市町村
	39カ所
コーディネーターの配置人数	36人
地域生活拠点等における支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	71回
強度行動障がい者を有する障がい者への支援	
令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。	

- 国の指針では、努力目標
- 地域生活支援拠点を、各市町村において（複数市町村による共同設置を含む）するとともに、コーディネーターの配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築
- 強度行動障がい者の支援体制の強化

【現状と課題】

- 機能強化する必要あり。協議会等の場で参画を協議していく
- 強度行動障がい者については、専門的な研修等を通じて従事者を要請

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

【目標達成、課題解決のための方策】

- 地域生活支援拠点については、先進事例の把握、研修の実施
- 社会福祉施設等施設整備費補助金の活用
- 協議会で検討することを県がサポート
- 強度行動障がい者支援については、従事者の養成等を実施

2

報酬改定の概要

今回実施された報酬改定のうち、施設・居住系サービスを中心に解説します

(参考)
厚生労働省資料

令和6年度報酬改定の主なポイント(横断的改定)

地域生活拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設

- 地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】 500単位/月

強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護、施設、グループホーム等）

- 基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合360単位/日
- 集中的支援加算（I）【新設】1000単位/月 等

障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス対象）

- 虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位の1%減算

令和6年度報酬改定の主なポイント(日中活動系)

医療的ケアが必要なものへの対応の評価(生活介護、施設、短期入所)

- 人員配置体制加算(Ⅰ) 利用定員200人以下 321単位、喀痰吸引等実施加算【新設】30単位/日 等

福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受入を促進

- 医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日 等

短期入所における緊急時の受入をさらに評価

- 緊急短期入所受入加算(Ⅰ) 180単位→270単位 等

令和6年度報酬改定の主なポイント(施設系・居住支援系)

施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホーム見学、地域活動への参加等を評価

- 意向確認に関する指針未作成の場合の減算 5単位/日
- 地域移行促進加算(Ⅱ) 【新設】60単位/日 等

施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算の創設

- 地域移行支援体制加算 【新設】

グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価

- 自立生活支援加算(Ⅰ) 【新設】1000単位/月 等

グループホーム等においてちいきれんけいすいしんかいぎを設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取り組みを義務づけ

- 運営基準に規定、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化

令和6年度報酬改定の主なポイント(相談系)

支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実

- 計画相談支援の基本報酬の見直し

地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員をさらに評価

- 主任相談支援専門員配置加算 100単位→(Ⅰ) (Ⅱ) 300単位/月 100単位/月

3

地域生活支援拠点

今回の報酬改定では、地域生活支援拠点等の整備、それと関連した地域移行に関する取組に関連する改定が行われました

ここでは、地域生活支援拠点と加算の関係について解説します。

(参考)

PwCコンサルティング合同会社

令和5年度障害者総合福祉推進事業

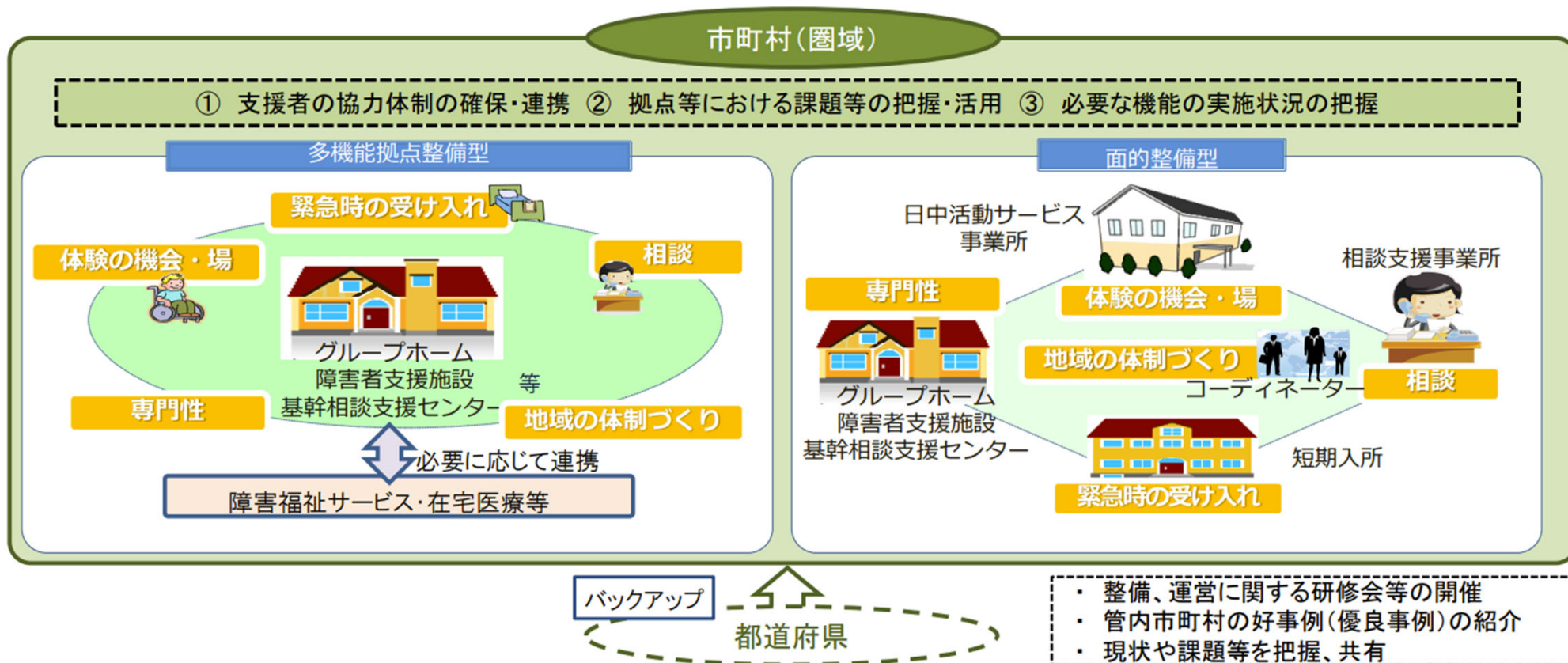
市町村や都道府県における地域生活支援拠点等の整備や機能の充実に係る調査研究

厚生労働省資料

地域生活支援拠点等とは？

障害者の重度化・高度化や「親なき後」を見据えて、**居住支援のための機能**を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築

- ✓ 相談
- ✓ 緊急時受入・対応
- ✓ 体験の機会・場
- ✓ 専門的人材委の確保・養成
- ✓ 地域の体制づくり



二本松市の事例

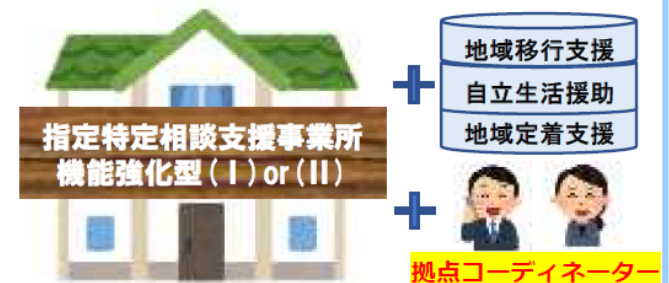
ポイント		概要
設置方法		<ul style="list-style-type: none"> • 複数設置（二本松市、本宮市、大玉村） • 自立支援協議会も3市村で実施しており、共同で開設することとなる • 基幹もそれぞれ直営だが、共同で運用
整備類型		<ul style="list-style-type: none"> • 面的整備 • 障害福祉サービス事業所、短期入所 委託相談支援事業所
5つの機能	相談	<ul style="list-style-type: none"> • 体験や緊急時の居場所確保につながる相談（年10件程度） • 障害福祉サービスにつなげていない人の掘り起こし • 夜間休日の緊急受電体制は未整備（市村に連絡があり対応） →緊急対応について、以前に比べ見通しが立つようになる
	緊急時受入	<ul style="list-style-type: none"> • 短期入所事業所と契約 • 医療機関と協定（医療行為が必要な方、医療入院のはんいでたいおう） →精神科受入れが課題
	地域移行の体験・場	<ul style="list-style-type: none"> • 民間アパートを利用 • 年2～3人が利用 • 1泊程度から始まり、徐々に伸ばし、最長1か月の利用という場合あり
	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> • 現時点で取り組みなし
	地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> • 現時点で取り組みなし
地域生活支援拠点コーディネーター		<ul style="list-style-type: none"> • 相談支援専門員資格保有者 計画相談との兼務、地域生活支援拠点に関わる相談対応、未把握事例の掘り起こしなどが業務 • 委託相談の委託業務の中にコーディネーターを配置して補助金を活用
運営状況		<ul style="list-style-type: none"> • 協議会で最終確認

地域生活支援拠点等の機能の充実

① 情報連携等のコーディネート機能の評価

- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。（別紙参照）

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 **500単位/月** * 拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限
(地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援)



② 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

【新設】通所系サービス 緊急時受入加算 **100単位/日**

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。

【現行】短期入所（加算）100単位/日 * 拠点位置づけのみ 【見直し後】短期入所（加算）**200単位/日** * 連携調整者配置

※ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。（訪問系サービス等）

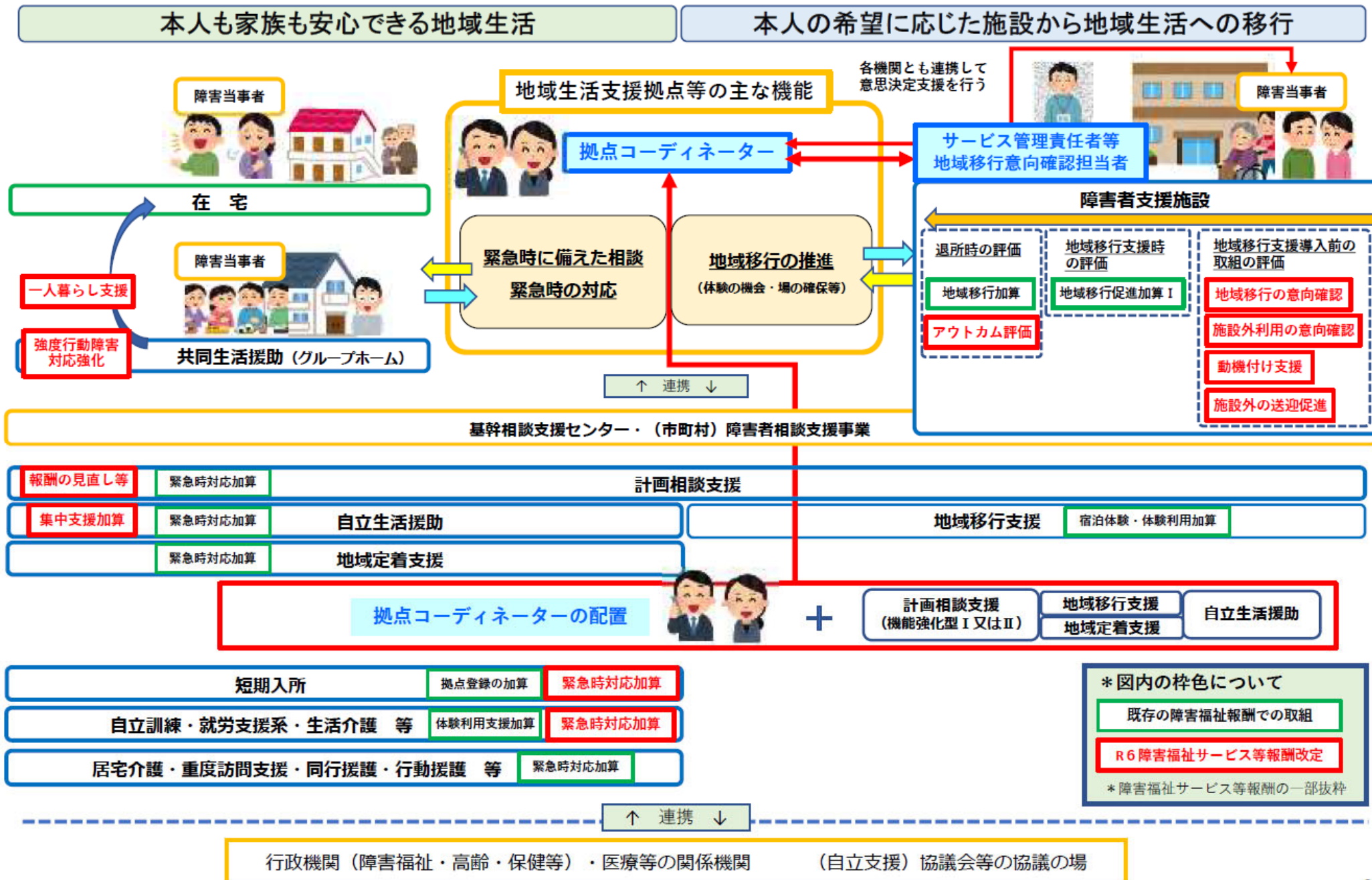
③ 地域移行に向けた動機付け支援に係る評価

- 地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。
(1月に3回を限度)

【新設】施設入所支援 地域移行促進加算 (II) **60単位/日**



障害者支援施設からの地域移行に向けた取組の全体像



4

地域移行 地域との連携

今回の報酬改定では、地域移行や地域との連携がもう一つのポイントになります。ここでは報酬改定の内容と合わせて、説明します。

(参考)

PwCコンサルティング合同会社

令和5年度障害者総合福祉推進事業

障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究

障害者支援施設及び共同生活援助におけるサービスの質の確保のために必要な取組についての調査研究

令和3年度障害者総合福祉推進事業

障害者虐待防止の効果的な体制整備及び精神科医療機関等における虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究

厚生労働省資料

地域移行を推進するための取組み

① 運営基準の見直し（地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認）

○ すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。

○ また、以下の①、②の体制の整備を令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。

①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること

②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

【新設】

地域移行等意向確認体制未整備減算 5 単位/日

② 基本報酬の見直し

○ 利用定員の変更をしやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【現行】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位
41人以上 60人以下	360単位	301単位	239単位	188単位	149単位
61人以上 80人以下	299単位	251単位	201単位	165単位	135単位
81人以上	273単位	226単位	181単位	149単位	128単位

【見直し後】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	463単位	392単位	316単位	239単位	174単位
41人以上 50人以下	362単位	303単位	240単位	189単位	150単位
51人以上 60人以下	355単位	297単位	235単位	185単位	147単位
61人以上 70人以下	301単位	252単位	202単位	166単位	137単位
71人以上 80人以下	295単位	247単位	198単位	163単位	133単位
81人以上	273単位	225単位	181単位	150単位	129単位

③ 地域生活への移行を推進するための評価の拡充

○ 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。

【新設】地域移行促進加算（Ⅱ） 60単位/日

○ 前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、6か月以上地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定員を1名以上減らした実績を評価する加算を創設。

【新設】地域移行支援体制加算 例：利用定員が41人以上50人以下、区分6の場合 9単位/日

○ 送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

意向確認のマニュアル

令和6年度中に厚生労働省が作成をする予定

- 以下の資料が参考になる
 - ✓ 障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定ガイドライン
 - ✓ 「障害者が既往する地域生活を送るための意思決定支援等の取り組みに関する調査研究」報告書（令和5年度障害者総合福祉推進事業）
 - ✓ 「障害者支援施設における地域移行の実態調査及び意思決定支援の取り組み推進のための調査研究事業」（令和2年度障害者総合福祉推進事業）

意向確認のポイントは以下の通り

- 詳細は今年度厚労省から出されると考えられる

	主な内容
ガイドライン策定の背景	・地域移行支援に関する施策の国の動向 ・社会保障審議会障害者部会等における議論の動向
意思の表明	・本人の意思表明の機会 ・本人の意思表明への支援
意思の確認	・体験の機会の設定方法 ・体験の機会における支援方法 ・体験に基づく意思の確認方法 ・意思の確認のために有効な支援ツール等
事例	・効果的な支援による地域移行の事例

グループホームから一人暮らしへ

①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

- 【現行】自立生活支援加算 500単位/回 * 入居中2回、退居後1回を限度
- 【見直し後】(新設) **自立生活支援加算(Ⅰ)** 1,000単位/月 * 6ヶ月。個別支援計画を見直した上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。
- (現行) 自立生活支援加算(Ⅱ) 500単位/回 * 入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象
- (新設) **自立生活支援加算(Ⅲ)** 80単位/日 * 移行支援住居。3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。
- ※ 利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外。

- 【新設】 **ピアサポート実施加算** 100単位/月 * 自立支援加算(Ⅲ)に加算
- 【新設】 **居住支援連携体制加算** 35単位/月、**地域居住支援体制強化推進加算** 500単位/回 (月1回を限度) * 自立支援加算(Ⅰ)に加算
- * 移行支援住居の入居者については、自立支援加算(Ⅲ)として一括して評価。

②グループホーム退居後における支援の評価

- 【新設】 **退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費** 2,000単位/月 * 退居後3ヶ月 自立支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定した者が対象。
- 【新設】 **退居後ピアサポート実施加算** 100単位/月 * 退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算

1. グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援



2. グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援



* サービス管理責任者は、ソーシャルワークの専門職(社会福祉士や精神保健福祉士)を常勤専従で7:1以上で配置。日中からの同行支援や会議体への参加等の居住の確保に関する支援、グループワークによる支援等を評価する。

3. 退居後の支援



一人暮らし等へ

グループホームから一人暮らしへ

自立生活支援加算（Ⅰ）

- 6か月に限り以下の要件を満たすと加算（月1000単位）
 - ✓ 本人が一人暮らしを希望する
 - ✓ 可能と見込まれる利用者の個別支援計画を見直す
 - ✓ 一人暮らし等に向けて住居の確保等の支援を行う
- 居住法人又は居住支援協議会に対して、月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を提供した場合 さらに35単位/月プラス
- 居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明および指導を行った上で、自立支援協議会や保険・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告した場合 さらに500単位/月

自立生活支援加算（Ⅲ）

- 一人暮らしを利用者本人が希望し、可能と見込まれる利用者の退去に向け、一人暮らし等に向けた支援を行った場合、利用年数により月80～40単位
 - ✓ 移行支援住居（定員2～7人、専門職（社福士、精神福士等）
 - ✓ 利用意向を確認するケア会議、個別支援計画
 - ✓ 相談、外出の際の同行、障がい福祉サービス事業所等、医療機関等との連絡調整等の支援
 - ✓ 居住支援法人又は居住支援協議会と連携

地域との連携

- 障害者部会報告書において、
 - ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
 - ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。との指摘があった。
- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

＜＜地域との連携等【新設】＞＞

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
 - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
 - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
 - ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
 - ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。



地域との連携（地域連携推進会議）

地域連携推進会議

目的

事業所と地域との連携により…

利用者と地域との関係づくり

地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進

サービスの透明性・質の確保

利用者の権利擁護

内容

- **施設による会議の開催**
 - ・ 構成員との情報共有・意見交換
 - **構成員による施設訪問**
 - ・ 職員や利用者との関係づくり
 - ・ 事業所の環境や事業運営の確認
- ※ 会議・施設訪問は、それぞれおおむね1年に1回以上開催します。

会議

利用者

利用者家族

地域の関係者

福祉に知見のある人

市町村担当者等

構成員として選定必須

経営に知見のある人

構成員として選定任意

施設と情報共有・意見交換

施設等のことを知る・施設等と地域をつなげる

施設訪問



施設等の環境、利用者・職員の様子を確認

利用者・職員とつながる

施設見学のポイント



施設環境

- ・ 居室やリビングにゴミが落ちていませんか
- ・ 設備が壊れていませんか
- ・ 水回りは清潔ですか
- ・ 居住の場として快適ですか



利用者

- ・ 服は清潔ですか
- ・ 怯えているような印象はありませんか
- ・ 表情は楽しそうですか



職員

- ・ 利用者を尊重した態度で接していますか
- ・ 利用者に対して威圧的な態度や言葉遣いではありませんか



利用者・職員との会話（例）



利用者

- ・ 居室は過ごしやすいですか？
- ・ 生活には満足していますか？
- ・ 職員や他の利用者との関係はどうですか？
- ・ 外出するときはどんな所に行きますか？
- ・ これからやってみたいことはありますか？



職員

- ・ 働きやすい環境ですか？
- ・ 職員への研修はどんなことをやってますか？
- ・ 地域で取り組んでみたいことはありますか？
- ・ 施設が積極的に取り組んでいることはありますか？
- ・ 支援で困っていることはありますか？

5

意思決定支援 虐待防止

今回の報酬改定においても、障害者本人の地域移行の意向や希望する生活の意向をしっかりと把握してして生活することが、報酬においても明確に評価されるようになりました。
ここでは、意思決定支援の視点について記載します。

(参考)

PwCコンサルティング合同会社

令和5年度障害者総合福祉推進事業

障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究

令和3年度障害者総合福祉推進事業

障害者虐待防止の効果的な体制整備及び精神科医療機関等における虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究

厚生労働省資料

障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

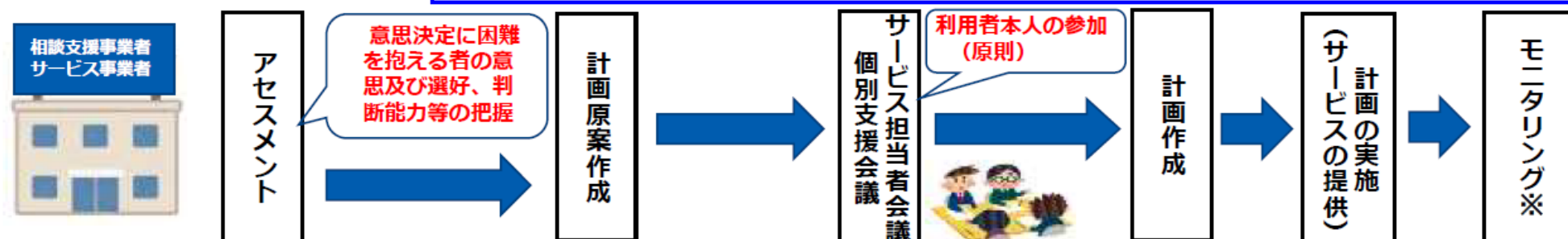
【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
 - 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
 - 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。
- ※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。
- ※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

意思決定支援ガイドライン

意思決定支援の定義は下記の通りです。

- 対象：自ら意思を決定することに困難を抱える障害者
- 目的：日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができること
- 内容：可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思を確認する支援。本人への意思確認が難しい場合には意思及び選好を推定する支援を指す。
また、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合で、緊急性や危険性が高い場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために職員が行う支援。

障害者の意思決定を構成する要素としては、下記の3つが該当します。

- (1) 本人の判断能力
本人の判断能力の程度を踏まえたきめ細やかなアセスメント、支援提供が必要となります。
- (2) 意思決定が必要な場面
意思決定支援が必要な場面として、日常生活と社会生活を分けて考える必要があります。
 - ①日常生活
食事、衣服、余暇活動の選択等
 - ②社会生活
住まいや暮らし方の選択等
- (3) 人的・物理的環境による影響
本人の意思決定では、周囲の関係者や環境、過去の経験等による影響を受けることを理解する必要があります。

意思決定支援責任者の選任

- 意思決定支援会議の企画・運営
- 意思の確認や推定の方法の計画
- 本人との交流、体験機会の提供、関係者との連携などによる、意思決定支援に関わる情報の収集
- 生活史等の本人の情報、人的・物理的環境等のアセスメント

意思決定支援会議の開催

- アセスメントの情報等を踏まえ、本人の意思を確認する会議
- 本人への意思確認が難しい場合には、意思及び選好を推定する会議
- 本人、家族、成年後見人その他関係者の同席が望ましい

意思決定支援計画の作成

- 意思決定支援によって確認された本人の意思や、推定した本人の意思を反映
- 計画を作成し、本人の意思決定に基づくサービス提供を行うことが重要

意思決定支援のモニタリング、評価、見直し

- 意思決定支援を反映したサービス提供の結果をモニタリング、評価し、次の支援に向けて見直しを行う
- PDCAサイクルを回すことが重要

事例 現地選択活動と多角的かつ客観的な視点を基にした利用者の意思の推定

施設入所支援

中重度の知的障害者を中心とした入所施設
(利用者30名程度、障害支援区分5以上の利用者がほとんど)

現地選択活動による、利用者が望む余暇活動の探求

社会資源を必ず使う活動を実施する「現地選択活動」を週2回（水、金）実施していた（利用者1人あたり月2回）。職員で活動内容の候補を検討し、利用者からの投票により、その回の活動内容を選出。その内容は、外食、みかん狩り、科学館への来訪等多岐に渡る。

外出時に耳をふさいで動けなかった利用者が、「現地選択活動」における体験の中で、希望する余暇活動を見つけたことができた例もある。入所施設として提供サービスがパッケージ化されてしまいやすいことを懸念し、利用者には様々な体験機会を提供しながら、真の意思を見つけ選択できるようにすることが重要と考えている。

また、当該活動を通じて、職員はこれまで思い込みで主観的に支援していたことを認識し、重度の利用者であっても意思が必ずあり、それを

行動等から推定することの重要性を強く実感することができたという。

多角的な視点を基にPDCAを実施

利用者との言語的コミュニケーションが難しい場合、日々の行動や心身の状況を踏まえて、月1開催の支援チーム会議や半年に1度開催の個別支援会議の中で、利用者の意思を推定する。その際には、加齢による利用者の変化等を、利用者の意思と一体化しないよう、管理栄養士、看護師等の専門職の職員も同席したうえで議論する。一方、専門職職員の勤務形態や業務負担の都合上、支援チーム会議では任意参加とし、個別支援会議では必須参加としている。

また、個別支援計画において、利用者の意思だけでなく、支援員やその他専門職職員が記載可能な欄を設け、常に多角的な視点を基にPDCAを回している。

氷山モデル分析等を使った利用者の行動の数値化

相手が長期入所の方であっても、職員の決めつけによる支援とならないように、客観的な視点からなぜその課題行動に至るのかを分析するようにしている。具体的には、利用者の行動の特徴を日常的に記録し、アセスメント時に、課題と言われる行動の背景や要因を、氷山モデル分析やABC分析などの手法を用いて分析している。行動を数値化することにより、課題行動に対して対症療法ではなく、利用者の意思に沿った支援を提供することが可能となる。

当該分析手法は意思決定支援責任者等が、課題行動が見られる利用者に対して現時点では実施しているが、今後全ての支援員が分析できるようにすることを目指している。

事例 現地選択活動と多角的かつ客観的な視点を基にした利用者の意思の推定

施設入所支援

中重度の知的障害者を中心とした入所施設

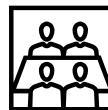
(利用者30名程度、障害支援区分5以上の利用者がほとんど)

各種取組の概要



意思決定支援責任者の
選任

組織としてサービス管理責任者を当該責任者に選任。利用者の担当職員が把握する利用者のニーズや行動変容について、意思決定支援責任者が管理。その他支援の評価や関係機関との連携が主な業務。



意思決定支援会議の開
催

月1の支援チーム会議及び半年に1度の個別支援会議と一体的に開催。会議では、利用者の日々の行動や心身の状況を踏まえ、専門職の視点も入れながら総合的に利用者の意思を推定。



意思決定支援計画の作
成

個別支援計画と一体的に作成。本人の意思及び、支援員やその他専門職から見た利用者に関する情報も記入できる欄を設け、多角的な視点からの作成を意識。



意思決定支援のモニタ
リング、
評価、見直し

特に課題行動が多い利用者に対し、冰山モデル分析やABC分析等の手法を活用し、アセスメントを実施することで、利用者の行動が数値化され、その行動の背景にある要因を検討しやすくなる。

虐待防止措置

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

○ 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

虐待防止措置

障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会の例

虐待防止委員会の役割

- ・研修計画の策定、
- ・職員のストレスマネジメント
- ・苦情解決
- ・チェックリストの集計、分析と防止の取組検討
- ・事故対応の総括
- ・他の施設との連携
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

虐待防止委員会

委員長：管理者

委員：虐待防止マネジャー
(サービス管理責任者等)
看護師・事務長 利用者や家族の代表者 苦情解決第三者委員など

合同開催
も可

虐待防止委員会

委員長：管理者

委員：虐待防止マネジャー
(サービス管理責任者等)
看護師・事務長 利用者や家族の代表者 苦情解決第三者委員など

合同開催
も可

虐待防止委員会

委員長：管理者

委員：虐待防止マネジャー
(サービス管理責任者等)
看護師・事務長 利用者や家族の代表者 苦情解決第三者委員など

事業所

虐待防止マネジャー

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

職員

職員

職員

事業所

虐待防止マネジャー

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

職員

職員

職員

事業所

虐待防止マネジャー

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

職員

職員

職員

事例

4 色えんぴつ (社会福祉法人 滝乃川学園)

事業所概要

サービス種別：

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、移動支援のサービスを提供している。

職員体制：

約 27 名（常勤 6 名、非常勤約 21 名）

利用者の状況：

事業所全体で約 60～70 人の利用者がある。障害種別としては、知的障害者が最も多いが、発達障害や、精神障害・身体障害の方もいる。



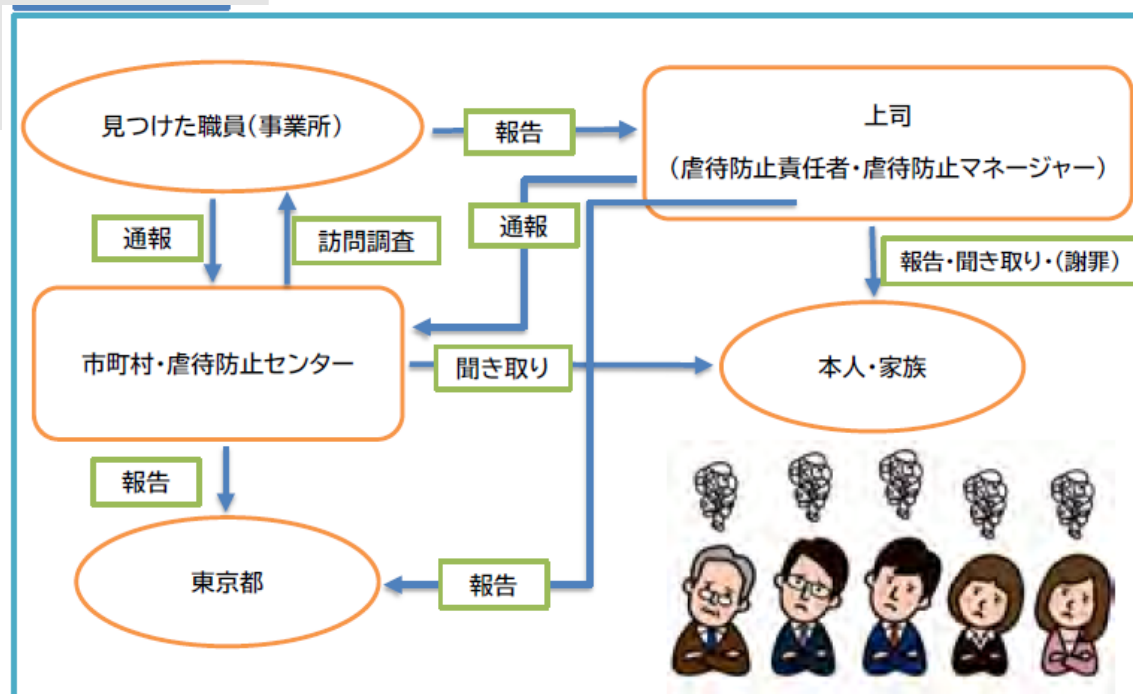
法人概要

サービス種別：

放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、短期入所、生活介護、施設入所支援、共同生活援助、一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援等のサービスを提供している。

職員体制：

約 280 名



身体拘束適正化

<緊急やむを得ない場合> ※以下の全てを満たすことが必要。

① 切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。
② 非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。
③ 一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

<やむを得ず身体拘束を行うときの手続き>

④ 組織による決定と個別支援計画への記載	<p>やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切です。</p> <p>身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものです。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要です。</p>
⑤ 本人・家族への十分な説明	身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要です。
⑥ 必要な事項の記録	身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

6

まとめ

まとめ

本報酬改定では、「評価する項目」「減算する項目」が増えたことも特徴の一つ
キーワードは以下の通りです。

- 利用者本人の意思に基づいたサービス提供
- 高齢化、重度化（強度高度障害者、医療的ケア児者を含む）の充実
- 地域との連携

令和6年度に詳細が示されるものもあり、引き続き情報収集していく必要がある。

特に、委員会等を多く開催する必要がある場合もあり、効率的な運営方法についても法人や事業所内で整理し、質を担保しつつ運営していく必要がある

Thank you

www.pwc.com/jp